

平成29年度「神奈川県がん対策推進計画」の構成施策事業の進行管理台帳

資料3-1

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
1 がんにならない取組みの推進							
中柱① 生活習慣改善の推進							
1	かながわ健康プラン21(第2次)の推進	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 「野菜の機能とレシピ集」講座 JAよこすか葉山 長井支店 参加者;30～70歳代の男女25名 8020運動推進員の養成 養成研修: 2回実施 養成人数 79名 大交流会: 1回実施 参加人数 132名 	100	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 8020運動推進員に対して、地域(市町村、歯科医師会等)におけるサポート体制や、活動回数に地域差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 8020運動推進員の養成
2	(公財)かながわ健康財団によるがん征圧推進事業	第12条	<ul style="list-style-type: none"> がん知識の普及啓発ポスター等の作成及び配布 デジタルサイネージ(電子看板)による広告 がん征圧月間事業費と管理運営費の一部補助 	67	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体の支援や、女性のがん、小児がん対策等に対するきめ細かい対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> がん征圧月間(9月)を中心に、がん征圧キャンペーン等の各種事業を実施
中柱② たばこ対策の推進							
3	卒煙(禁煙)サポート	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 【かながわ卒煙サポートネットワーク】 卒煙サポート連絡会(情報交換会) 2回実施 計43名参加 卒煙サポートセミナー 3回実施 計109名参加 卒煙支援担当者研修会 1回実施 39名参加 【かながわ卒煙塾】 「かながわ卒煙塾」開講 卒煙チャレンジ講座 3回実施 計16名参加 【「地域禁煙サポート推進事業」の実施】 地域禁煙サポート教育 14回実施 計1,647名参加 地域禁煙サポート相談 22回実施 計相談者227人 地域禁煙サポート会議 1回開催 地域禁煙サポート研修 2回開催 	87	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 「平成25～27年度県民健康・栄養調査」によると、喫煙している男性の6割、女性の4割がたばこをやめたい、減らしたいと回答していることから、地域や職域で卒煙しやすい環境づくりをさらに進める必要がある。 県の喫煙率(成年男子)は、26.8と前回調査と比較し、1.8ポイント増加していることから、引き続き取組みを促進する必要がある。(平成28年度国民健康・栄養調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ卒煙サポートネットワーク」の運営 「かながわ卒煙塾」の実施 「地域禁煙サポート推進事業」の実施
4	未成年者の喫煙防止対策	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 【喫煙防止啓発リーフレットの作成・送付】 児童向け 83,500部作成 県内小学6年生全員(約80,000人)に配布 中高生向け 8,000部作成 高校生等に配布 大学生向け 30,500部作成 大学生等に配布 妊産婦向け 25,600部作成 妊産婦やその家族等に配布 未成年者喫煙防止教育担当者研修会 2回開催 延べ96名参加 中学校等に医師・保健師等を派遣 喫煙防止教育を27回実施 1,758人参加 	100	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 依然として、喫煙する未成年者が存在することから、未成年者に向けた普及啓発や喫煙防止教育を充実していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等の作成・配布による普及啓発 喫煙防止教育の実施 未成年者喫煙防止教育担当者研修会の実施

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み	
項目	内容							
5	受動喫煙防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 県は、県民向けのキャンペーンや「県のとより」などを通じて、受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発や、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の周知徹底を図ります。 県は、説明会の開催などにより、施設管理者などへ条例のさらなる周知徹底を図るとともに、施設管理者などからの条例に関する相談に適切に対応します。 県は、条例に適合する分煙設備等を整備する事業者を支援します。 県は、条例未対応施設への戸別訪問による指導や通報への対応などを行い、条例の適切な施行を図ります。 県は、たばこ対策推進検討会を開催し、受動喫煙防止対策などのたばこ対策の取組みについて検討します。 県は、他都県市と共同して受動喫煙防止キャンペーンを実施します。 県は、実効性のある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の整備を国に要望します。 県は、県外からの来訪者に対し、民間の観光情報誌等を活用し条例の周知を図ります。 	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 「施設管理者のためのガイドライン(普及版)」の作成・配布 条例説明会の開催 157回実施 17,479人参加) 対象施設(4,707施設)への戸別訪問を実施 必要な措置を講じていない対象施設への再訪問 2,843回実施 「分煙技術アドバイザー」の派遣(1回) 県中小企業制度融資による低利融資に係る利子補給を実施 受動喫煙防止キャンペーン 世界禁煙デー・禁煙週間前後の時期を中心に実施 チラシ、ポケットティッシュ等の配布 受動喫煙防止イベントを開催 他都県市と共同で受動喫煙防止対策キャンペーンを実施 共同キャンペーンポスター作成(本県475部)、 山梨県と静岡県と共同でチラシ作成・配布 (本県1,465部) 受動喫煙防止に関する啓発グッズを作成、配布 民間と協働し、ウェットティッシュ1,000個作成 	93	☆☆☆☆	さらなる戸別訪問を実施し、条例未対応施設の解消を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」円滑な施行 受動喫煙による健康への悪影響についての正しい知識の普及 他県等とも連携した受動喫煙防止対策の推進
中柱③ 発がんに関わるウイルス等の感染に対する予防								
6	子宮頸がん予防ワクチンの接種にかかる普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は子宮頸がん予防ワクチンを平成25(2013)年4月から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づける予定です。定期予防接種開始後は、中高生等若年層を対象に市町村において実施される予定であることから、県や市町村は、同ワクチンの接種の促進に向け、医療機関や教育現場と連携した効果的な普及啓発等の対策に取り組めます。 	第5条	事業終了	-	-	-	-
7	肝炎対策	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村及び医療機関は、さらなる肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検の勧奨を推進します。 県、市町村及び医療機関は、感染のリスクが高い者に対するB型肝炎ワクチンの接種について啓発します。 県、市町村及び医療機関は、県民が自らの肝炎ウイルス感染の有無や病態を把握し、予防や早期治療を行うために、肝炎についての正しい知識を持つことができるよう、普及啓発に取り組めます。 	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎の早期発見、早期治療のためにB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施した。 C型肝炎ウイルス検査: 保福事務所実施26件、医療機関実施9件 B型肝炎ウイルス検査: 保福事務所実施28件、医療機関実施11件 肝疾患コーディネーターセミナー 1回開催、参加者61名、認定者51名 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の早期発見のため、県民が少なくとも1回は肝炎ウイルスを受検する必要があるが、十分に浸透していない状況がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事務所及び医療機関での肝炎ウイルス検査を実施する。 肝疾患コーディネーターセミナー 10回開催予定

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
2 がんの早期発見							
中柱① がん検診の受診促進							
8	地域・職域が連携したがん検診の受診促進	第5条	<ul style="list-style-type: none"> がん検診企業研修 過去最高の22回実施 約779名参加 がん検診普及啓発リーフレット(30,000部)ポスター(3,000部)作成 ショッピングセンターなどで配布 アンケートで受診が確認できた方に記念品を贈呈 平成28年度国民生活基礎調査による受信率 胃41.8%、大腸42.2%、肺45.9%、子宮(頸部)44.6%、乳45.7% 平成25年度調査から胃2.3、大腸3.7、肺4.1、子宮(頸部)1.6、乳2.8ポイント上昇 ピンクリボン活動事業 「ピンクリボンかながわ2017」開催:9/23 県は、共済企業とブースを出展 がん対策推進員認定制度 現在約2,100名を認定 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット・ポスターによる普及啓発やアンケートと引換えの記念品贈呈だけでは、具体的な受診行動のインセンティブが弱いと、より効果の大きい方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> がん検診企業研修事業 がん検診企業連携事業 がん対策推進員認定制度 がん対策に関する包括協定を締結した企業等の社員のうち、県が指定する研修を修了したものを「神奈川県がん対策推進員」に認定し、県民に対し、直接、がんに関する情報提供を行う。
9	がん体験者と連携したがん検診の受診促進	第5条	<ul style="list-style-type: none"> がん体験者の講演を含む企業研修 1回実施 15名参加 (全体では、22回実施 779名参加) がん検診普及啓発セミナー 各保健福祉事務所で 38回実施 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> がん検診企業研修は、実施回数が増加している一方で、既存の会議等で時間をいただいで実施しているため、がん体験者による講演会が実施できる十分な研修時間の確保が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> がん検診企業研修 がん検診普及啓発セミナー
10	効果的ながん検診の受診勧奨	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 【ソーシャルマーケティング手法の活用】 モデル事業で成果のあった乳がん検診リーフレットの活用:利用なし 国立がん研究センターが新たに作成した受診勧奨資料 利用者:山北町→受診率が向上した 平成28年度 5.34% ⇒ 平成29年度 18.15% 	66	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が個々の実情に合わせた受診勧奨方法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳がん検診啓発リーフレット「マンモグラフィへ行こう！」を使用し、ソーシャルマーケティングの手法を使って、がん検診の受診勧奨を実施する。
中柱② がん検診の精度向上							
11	がん検診従事者の人材育成等	第5条	<ul style="list-style-type: none"> マンモグラフィ講習会 県医師会主催、県後援 医師及び放射線技師向け 2日間実施 医師向け講習会:2日間 46名参加 放射線技師向け講習会:2日間 50名参加 (県は、講習会開催にかかる費用の一部を補助) 内視鏡検査に係る研修 県医師会主催 1回開催 【マンモグラフィ検診精度向上事業】 ・1医療機関にマンモグラフィ検診機器を整備するための費用の補助を行った。 	84 (87) (80)	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 【医師会の講習会への補助】 講習会実施について、平成27年度をもって、国庫補助が廃止されたため、県医師会への補助について、十分な予算の確保が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> マンモグラフィ講習会 マンモグラフィ検診機器の整備に対する費用補助
12	がん診療連携拠点病院におけるがん早期診断に向けた研修	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 各がん診療連携拠点病院等において、地域の医療従事者を対象としたがん医療従事者研修を実施した。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> より多くの地域の医療従事者に対して、がんの早期診断の技術向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各がん診療連携拠点病院等において、地域の医療従事者を対象としたがん医療従事者研修を実施する。
13	生活習慣病対策委員会「がん・循環器病対策部会」がん分科会等における検診方法の検討	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 5大がんの分科会において、市町村がん検診の結果分析等検討を行った。 部会及び各分科会を年1回開催し、その結果を市町村健康増進主管課長会議において報告した。 精密検査受診率が低い市町村に対し指導をした。 	73	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> がん検診受診率をはじめとした各指標について、許容値すらクリアできていない項目がまだ多く見られる。特に精密検査受診率、精密検査未把握率が問題である。 がん検診の精密検査結果を把握できていない市町村があるため、何かしらの対策を講じる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会及び分科会において、市町村が実施するがん検診結果の分析や受診率向上の方策について検討し、市町村が行うがん検診の精度管理や精度向上への支援、指導及び助言を行う。
14	精密検査受診の促進	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 上記の分科会の結果等について、市町村主管課長会議において、市町村別の精検受診率等のデータを提供した。 	67	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 県が精密検査の受診率向上に効果的な好事例を収集・整理して、県内市町村に情報提供し、市町村の取組みを後押しする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会及び分科会において、市町村が実施するがん検診結果の分析や受診率向上の方策等の検討を行い、市町村が行うがん検診の精度管理や精度向上を支援する。

取組みを進める施策		がん克服条 例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
3 がん医療の提供							
(1) がん診療連携拠点病院を中心としたがん医療の充実							
中柱① 県立がんセンターの総合整備及び取組み							
15	がん診療の中核病院としての高度ながん医療の提供	第7条	完了 (平成25年11月に県立がんセンターが新病院に移設したことに伴い、施設・設備・機器等の整備が完了)	—	—	—	—
16	重粒子線治療の開始	第7条	・ 29年度の実績は、助成件数73件、利子補給1件であった。 ・ 補助制度の周知について、県ホームページに案内を掲載するとともに、県立がんセンターに患者さんへの情報提供の協力を依頼した。	100	☆☆☆☆	—	・ 県立がんセンターの重粒子線治療にかかる治療費の一部を支援するとともに、患者本人や家族が治療費を金融機関から借り受けた場合、その利子を補填する。
17	患者に優しい医療・療養環境の提供	第7条	完了 (平成25年11月に県立がんセンターが新病院に移設したことに伴い、施設・設備・機器等の整備が完了)	—	—	—	—
18	県がん診療連携協議会の開催	第7条	・ すべてのがん診療連携拠点病院と神奈川県がん診療連携指定病院が構成員となり、協議会及び5部会を定期的に開催した。 ・ 平成29年から、がん薬物療法部会を新たに設置した。 ・ 緩和ケア部会において、2回目のピアレビューを実施した。	90	☆☆☆☆	・ ゲノム医療等最新医療や医療安全等に対する国の動向に注意しながら、各がん診療連携拠点病院等が協議・情報交換等を行っていく必要がある。	・ 県としても国の動向に注意し、適切な連携・情報提供を行っていく。
19	漢方外来の充実	第7条	・ 漢方診療機能：次の漢方診療を保険診療で行った。 ① 抗がん剤治療等による副作用の軽減 ② 体力維持を目的とした緩和ケア ・ 栄養サポート機能 がん患者に対して適切な栄養療法や栄養指導を行い、栄養面からのQOLの向上をサポートした。 ・ 相談機能、紹介機能 ① 漢方診療の相談 ② 地域の漢方専門医療機関の紹介 ・ 東洋医学への理解の促進	80	☆☆☆☆	・ 29年度漢方外来延べ患者数は、目標である3,600人に対し、3,185人に留まった。	・ 県立がんセンターにおける「漢方サポートセンター」の運営 ①漢方診療機能 ②栄養サポート機能 ③相談機能、紹介機能 ④東洋医学への理解の促進
	がん患者へのリハビリ医療の充実	第7条	・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、個々のがん患者に適した効果的なリハビリを実施した。	100	☆☆☆☆		
	アピアランスの支援	第7条	・ 相談窓口で次の相談等を受けた。 外見ケアに関する相談・ウィッグやコスメ用品の見学 患者の悩みの背景や個人の価値観に応じた相談 アピアランスに関するセミナー開催	80	☆☆☆☆	相談者数は計画数1,320人に対して、906人(68.6%)に留まった。	相談窓口や病棟で外見等の相談を受ける。 ・外見ケアに関する相談 ・ウィッグやコスメ用品の見学 ・患者の悩みの背景や個人の価値観に応じた相談 ・アピアランスに関するセミナー開催

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
中柱② がん診療連携拠点病院等によるがん医療の提供							
20	がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療の提供	第7条	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院等は、整備指針等により、適切に取組みを行った。 がん診療連携協議会等において、相談支援体制や地域との連携強化の効果的な展開を図るために情報交換、協議を行った。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 地域のがん診療を行う医療機関への支援には、各がん診療連携拠点病院等により、格差がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院が行う事業(がん患者やその家族を対象としたがん相談支援事業、がんに関する各種情報の収集、提供を行う普及啓発・情報提供事業等)に助成する。 がん診療連携拠点病院については、各補助金の予算確保に努める。
21	県がん診療連携指定病院等の整備	第7条	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日に向け、さらに県がん診療連携指定病院を1病院指定した。 更新を含めた全指定病院について、現況報告により、指定要件の充足状況を確認し、うち半数については、現地確認でも確認した。 	73	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 県がん診療連携指定病院がない医療圏が2か所(県央・県西)あるため、両医療圏での指定に向け働きかけていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記2医療圏のうち、1医療圏(県央)には指定希望病院があるため、連絡・調整を密にしていこう。
22	がん診療連携拠点病院等による医療従事者の人材育成	第7条	<ul style="list-style-type: none"> すべてのがん診療連携拠点病院等において、がん医療に携わる医師等を対象として研修が行われている。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> より多くの地域の医療従事者に対して、がんの専門知識・技術の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各がん診療連携拠点病院等で、研修等を実施する。 県は、がん診療連携拠点病院が行う地域の医療従事者を対象としたがん医療従事者研修事業に助成する。
23	希少がんへの取組み	第7条	<ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンターのがん相談支援センターでは、国立がん研究センターで構築された施設別がん登録件数検索システムを活用して、希少がんに関する相談に対応している。 	60	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンター以外でも希少がんの相談に対応できるよう、対策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンター以外でも相談に対応できるよう等と協力し、県としても希少がんに関する情報の集約・発信に務めることとし、施設別がん登録件数検索システムの周知方法を検討する。 施設別がん登録件数検索システムについて、引き続きがんサポートハンドブックに掲載する。
中柱③ チーム医療の推進							
24	チーム医療の推進	第7条	<ul style="list-style-type: none"> すべてのがん診療連携拠点病院等において、院内クリティカルパスの整備やがん相談支援センターの設置がされている。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 院内クリティカルパスについては、運用実績につながっていない病院もあることから、各病院の地域の状況に応じた対応を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県がん診療連携協議会及び部会、各がん診療連携拠点病院等で実施している研修を通じて、チーム医療の推進を図る。

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み	
項目	内容							
中柱④ 小児がん医療の充実								
25	小児がん医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> 小児がん拠点病院である県立こども医療センターは、小児がんの集学的医療の提供や、患者とその家族に対する心理社会的な支援、小児がんに関わる医師等に対する研修の実施、小児がんに関する情報の集約、発信などを実施するとともに、小児がん医療の拠点として、各医療機関との連携体制を構築します。 県立こども医療センターは、小児がん診療を行う医療機関が連携し、診療の方法、患者の長期フォローアップ方策などの情報を共有し、効果的な取組みについて検討する体制を整備します。 県立こども医療センターは、訪問看護ステーションの看護師や県内自治体の保健師等を対象とした在宅医療に関する研修会を開催するなど、小児がん患者とその家族等が、安心して地域で療養できる環境整備を図ります。 県は、小児がんの地域がん登録を推進し、県内の小児がん患者の実態を把握します。また、集計したデータは、ホームページ等を活用し、県内の医療機関に周知します。 	第7条	<ul style="list-style-type: none"> 小児がん拠点病院である県立こども医療センターが、平成27年に設置した「神奈川県地域小児がん医療提供体制協議会」において、平成28年2月から相談支援部会準備会を開催し、平成29年2月には部会を開催した。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 小児がんは、年間患者数が少なく、扱う施設も限られている。協議会が設置されたことの意義は大きいですが、連携は始まったばかりで、個別の課題への対応に取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「神奈川県地域小児がん医療提供体制協議会」を中心に、小児がん医療の地域連携体制構築に取り組んでいく。
中柱⑤ がん医療における生活の質(QOL)の向上と漢方診療の活用								
26	がん医療における生活の質(QOL)の向上と漢方診療の活用	<ul style="list-style-type: none"> 県は、がん医療に漢方を導入している医療機関を把握するとともに、県立がんセンター等と連携し、抗がん剤の副作用による苦痛の軽減などががん患者の生活の質(QOL)の向上に向け、漢方診療の活用について検討します。 	第7条	<p>[県立がんセンター 漢方サポートセンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンターが運営する「漢方サポートセンター」において、漢方外来の診療機能、栄養サポート機能、相談・紹介機能・東洋医学への理解の促進を計画どおりに実施することができた。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院等の現況報告及び現地確認において、漢方の活用状況について把握した。 時点更新を行った「がんサポートハンドブック」に、引き続き漢方サポートセンターの情報を掲載した。 	80 (100) (60)	☆☆☆☆	<p>[県立がんセンター 漢方サポートセンター]</p> <p>計画数を若干下回ったものの、概ね計画通り実施した。 (計画数3,600人、実績3,185人)</p> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各がん診療連携拠点病院等において、漢方を積極的に診療に活用している病院は少ない。 	<p>[県立がんセンター 漢方サポートセンター]</p> <p>県立がんセンター「漢方サポートセンター」の運営</p> <ol style="list-style-type: none"> 漢方診療の実施(外来の拡充及び病棟回診の実施) 栄養サポートの実施 相談・紹介業務の実施 東洋医学への理解の促進
中柱⑥ がん研究の推進								
27	がん研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンターは、臨床研究所の機能の拡充により、さらなるトランスレーショナル・リサーチを促進するとともに、県内の大学や研究所、製薬会社等の研究を支援するため、生体試料(*)における試料・情報の提供などにより、県内におけるがん研究の推進を支援します。 <p>(*)原文は「神奈川県がん臨床研究・情報機構」だが、同機構は平成26年5月に解散し、県立がんセンターに腫瘍組織センター事業(平成29年に生体試料センターに名称変更)を引き継いだため修正</p>	第8条	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発段階にあるがんペプチドワクチンについて、県立がんセンターにおいて臨床研究を実施するとともに、ワクチンを提供できる場である「がんワクチンセンター」を運営した。 臨床研究を推進するための基盤となる組織・運営体制の整備を行った。 全国がん登録を実施した。 	100	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンターにおいて臨床研究を実施するとともに、「がんワクチンセンター」を運営する。 臨床研究の基盤整備の経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額を負担金として支出する。 全国がん登録事業は、国から都道府県に法定受託事務として協力を求め実施される。本県においては、県立病院機構に登録業務等を委任して実施するため、必要となる経費について、負担金を充当する。また、地域がん登録事業のり患集計も並行して実施する。 	

取組みを進める施策		がん克服条 例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
中柱⑦ がん登録の推進							
28	院内がん登録の精度向上	第6条	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度は、県内の院内がん登録の精度向上のため、がん診療連携拠点病院等に加え、院内がん登録を行っている医療機関も対象とした「院内がん登録新標準登録様式2016年版研修」を3回行った。 また、院内がん登録部会の参加者を対象にした特定のがん種についての研修として「院内がん登録研修会」を1回行った。 	73	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 部会において研修による人材育成は着実に実施されている一方で、登録データを活用するための基盤が整備されていないといった課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立がん研究センターが公開している院内がん登録の全国集計の結果について、県のホームページにおいて、県内のデータを公開し、県内の比較が容易に行えるよう検討する必要がある。
29	地域がん登録の精度向上	第6条	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等へがん登録の実施内容等を周知するため、説明会を開催したほか、がん登録オンラインシステム利用のためパソコンを導入（@県立がんセンターがん予防・情報学部）した。 県では県立がんセンターにおいて、登録作業を行ってきている。 がん登録リーフレットを作成（10,000部）し、生命保険会社等を通じて県民へ普及啓発を行った。 平成28年度地域がん登録届出件数：76,556件、届出医療機関数：58 平成28年度全国がん登録届出件数：4,596件、届出医療機関数：39 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> これまで、本県の「地域がん登録」は、平成27年分のり患情報の届出を持って終了し、平成28年以降は「全国がん登録」に移行する予定としていた。 しかし、平成28年度末になって県立病院機構から、「地域がん登録」の方が「全国がん登録」の方が収集する情報（届出項目）が多い等の理由から「地域がん登録」を継続したいとの意向が示されており、暫定的に継続することとなったが、本県におけるがん登録の進め方、地域がん登録の終了時期について検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等へがん登録の実施内容等を周知するため、説明会の開催や、県民向けリーフレットを作成する。 がんのり患状況を収集することにより、がんの全体的な傾向把握や有効な治療法の研究に資するとともに、がんの予防対策、集団検+N50:S50診対策及び治療対策等のがん施策立案・実施に不可欠な基礎データが得られる。
30	地域がん登録データの活用の検討	第6条	<ul style="list-style-type: none"> 地域がん登録のデータについて、がん検診の受診促進リーフレット、がん患者就労支援のリーフレット等で活用した。 がん登録のリーフレットを作成し、がんの罹患率、死亡率等の変遷について普及啓発を行った。 	60	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 県におけるがん対策に対する普及啓発の基礎的データとしては活用しているが、市町村等ががん登録のデータを活用した施策（がん検診の精度管理等）を行うことができていないため、方策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立がんセンターが横浜市と協働して実施している研究事業の動向を注視するとともに、本県におけるがん登録を活用した取組みを検討していく。
(2) 地域における連携・協働の推進							
中柱① がん診療連携拠点病院等による地域連携							
31	病院間及び病院・診療所間の連携	第7条	<ul style="list-style-type: none"> 県がん診療連携協議会及び部会を定期的に開催している。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携の必要性が求められる中、これまで以上に各がん診療連携拠点病院等が協議・情報交換等を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県がん診療連携協議会及び部会を定期的に開催する。
32	医科と歯科との連携	第7条	<ul style="list-style-type: none"> 年2回開催のがん診療連携協議会に、県歯科医師会の委員が参加し、情報提供を行うなど、連携に努めている。 がん診療医科歯科連携実習事業として、ケースカンファレンス2回、実地研修1回を開催し、歯科医師37名、歯科衛生士15名の参加があった。 がん診療医科歯科連携検討会を年3回開催した。 	67	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 医科歯科連携実施にあたってのガイドライン等といった共通ツールの作成検討や、課題の解決策の提案を検討することができなかった。 より専門的な実習内容を行っていかないと、がん患者の周術期口腔機能管理のスキルを身につけることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域歯科医師等が、院内に歯科のあるがん診療連携拠点病院等において、がん患者の口腔ケアの実習を行う。 がん診療における医科歯科連携の現状を分析し、医科歯科連携の推進を図るための検討会を開催する。

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
中柱② 在宅医療の推進							
33	医療と介護の連携	第7条	<p>[在宅医療推進支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県全域に関わる事業として取り組むべきであることから、協議会委員には有識者・職能団体・政令市・保健所政令市があり、県は事務局としてその責務を果たし、訪問看護の推進に係る検討・調整・評価を実施している。 訪問看護や在宅医療に関し、専門的知見を有している関係団体に委託し、効果的な研修を実施した。 訪問看護に求められていることを明確化し、協議会で検討を行うとともに、実態調査を実施し、社会状況や課題の把握を行っている。また、研修内容を検討し、時代に即した内容となるよう見直しを行っている。 各種研修事業を実施し、在宅医療を担う訪問看護師を育成した。 <p>[訪問看護養成促進事業・看護職員専門分野研修事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院の要件である緩和ケアチームの一員となることのできる、緩和ケア認定看護師を育成した。修了者 28人 <p>[がん診療連携拠点病院等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内すべてのがん診療連携拠点病院等において、地域の医療機関等との連携・協力体制が整備されている。 	70 (80) (60)	☆☆☆	<p>[在宅医療推進支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療の推進が求められるなか、高度・多様化する訪問看護のニーズに対応できる訪問看護師の養成(育成)・確保・定着は喫緊の課題である。 <p>[訪問看護養成促進事業・看護職員専門分野研修事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 超高齢社会に対処するための計画である地域医療構想に基づき更なる在宅医療等の推進を図っていくために、国では、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を、2025年に向けて10万人以上養成することを目指すとして特定行為研修を推進している。また、県の実施する認定看護師養成研修では県外受講生の割合が高い。 <p>[がん診療連携拠点病院等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院ごとに地域の医療機関等との連携を進めているが、在宅介護との連携体制がどの程度整っているかを把握する方法がない。 	<ol style="list-style-type: none"> 訪問看護推進協議会 協議会、作業部会 年3回 訪問看護ステーション・医療機関等の看護職員相互研修 実施回数:3日間(講義2日、実習1日)×2回 受講者数:各50名(訪問看護ステーション10名、医療機関等40名) 訪問看護管理者研修 ア 制度活用管理者研修:実施回数:2回程度、受講者数:150名 イ 初任管理者研修及び初任管理者フォローアップ研修 実施回数:2回程度、受講者数:50名 ウ 管理者スキルアップ研修 実施回数:1回、受講者数:40名 訪問看護師養成講習会 訪問看護に必要な基礎的知識・技術を修得させる講習会を実施する 実施回数:1回(講義30日程度、実習5日程度) 訪問看護導入研修 訪問看護に興味はあるが、詳しい業務内容が分からない看護職員(潜在看護職員、定年退職後及び訪問看護以外に従事している看護職員)に対し、訪問看護の現状や制度についての講義及び、訪問看護ステーションの見学、先輩訪問看護師との相談会を実施することにより、訪問看護の魅力を知り、訪問看護に従事する動
34	医科と歯科との連携	第7条	<ul style="list-style-type: none"> 年2回開催のがん診療連携協議会に、県歯科医師会の委員が参加し、情報提供を行うなど、連携に努めている。 がん診療医科歯科連携実習事業として、ケースカンファレンス2回、実地研修1回を開催し、歯科医師37名、歯科衛生士15名の参加があった。 がん診療医科歯科連携検討会を年3回開催した。 	67	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 医科歯科連携実施にあたってのガイドライン等といった共通ツールの作成検討や、課題の解決策の提案を検討することができなかった。 より専門的な実習内容を行っていないと、がん患者の周術期口腔機能管理のスキルを身につけることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域歯科医師等が、院内に歯科のあるがん診療連携拠点病院等において、がん患者の口腔ケアの実習を行う。 がん診療における医科歯科連携の現状を分析し、医科歯科連携の推進を図るための検討会を開催する。
中柱③ がん地域連携クリティカルパスによる連携							
35	がん地域連携クリティカルパスによる連携	第7条	<ul style="list-style-type: none"> 各がん診療連携拠点病院等で、実情に応じて、地域連携クリティカルパスに取り組んでO61:T61いる。 	66	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関への普及啓発は進み、登録医療機関数は伸びているが、実際の患者への適用数があまり伸びていない。 	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携協議会クリティカルパス部会等において、今後の取組方針を検討する。

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
(3) がんと診断されたときからの緩和ケアの推進							
中柱① 緩和ケアの充実							
36	緩和ケアの提供体制の充実	第9条	<ul style="list-style-type: none"> がんと診断されたときからの緩和ケアを推進するために、がん診療連携協議会緩和ケア部会では、5つの課題ごとのワーキンググループが設置され、課題ごとの検討が進められている。 県立がんセンターに、平成26年4月に設置された「緩和ケアセンター」は、平成28年3月にすべての必須要件を満たした。 	73	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> がんと診断されたときからの緩和ケアのための取組みが進められているが、各拠点病院、指定病院ごとの進捗状況には差が大きいため、各病院が連携し、県全体の緩和ケア推進体制の底上げを図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> がんと診断されたときからの緩和ケアを推進するための取組みについて、各がん診療連携拠点病院等及びがん診療連携協議会相談支援部会等で検討し、体制整備を着実に進めていく。
37	精神心理的・社会的苦痛等に対する適切な緩和ケアの提供	第9条	<ul style="list-style-type: none"> 県がん診療連携協議会、相談支援部会、緩和ケア部会等において、情報共有や研修等を実施し、緩和ケアについての理解が深められた。 	73	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアのための取組みについては、各がん診療連携拠点病院等における格差が大きいため、県全体の緩和ケア推進体制の底上げを図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県がん診療連携協議会の相談支援部会及び緩和ケア部会を通じて、情報共有を図っていく。
38	緩和ケア病棟の整備	第9条	<ul style="list-style-type: none"> 今まで緩和ケア病棟が未整備であった県央医療圏に経費の一部を助成した緩和ケア病棟が整備された。 	67	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 川崎北部医療圏への緩和ケア病棟の整備を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在建設中である川崎北部医療圏の緩和ケア病棟への一部助成を実施する。
39	緩和ケアに対する理解の促進	第9条	<ul style="list-style-type: none"> 県は、がん診療連携拠点病院及び県がん診療連携指定病院等は、ホームページなどにより、緩和ケアの意義や必要性について県民に周知し、理解の促進を図ります。 	73	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 「がんと診断されたときからの緩和ケア」をはじめ、緩和ケアに対する正しい理解を促進するために、県及び拠点病院・指定病院は、さらなる普及啓発に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県及びがん診療連携拠点病院等で、さらなる周知に努める。
中柱② 緩和ケア人材の育成							
40	緩和ケア人材の育成	第9条	<ul style="list-style-type: none"> [緩和ケア研修会] <ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院等において、年1回以上緩和ケア研修会を実施した。 がん診療連携拠点病院における緩和ケア研修受講率：H29.6月 約85% [保健人材課] <ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院の要件である緩和ケアチームの一員となることのできる、緩和ケア認定看護師を育成した。修了者 28人。 [県立保健福祉大学実践教育センター] <ul style="list-style-type: none"> 「がん患者支援講座」平成29年6月～平成30年2月 全15回 個人受講：49人、施設受講：1施設 シンポジウム：受講者＋11人＝53人 なお託児利用者は1名のみ 	76 (67) (80) (80)	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> [緩和ケア研修会] <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から適用されたe-learningを導入した緩和ケア研修会へスムーズに移行できるよう指導する必要がある。 [保健人材課] <ul style="list-style-type: none"> 高齢化社会に対処するための計画である地域医療構想に基づき更なる在宅医療等の推進を図っていくために、国では、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を、2025年に向けて10万人以上養成することを目指すとして特定行為研修を推進している。また、県の実施する研修では県外受講生の割合が高い。 [県立保健福祉大学実践教育センター] <ul style="list-style-type: none"> 県がん対策推進計画(平成30年～平成35年)に記載のある「小児がんの看護」をカリキュラムに導入する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> [緩和ケア研修会] <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から、e-learningを導入した新指針が適用されたことから、県でも8月から開始することにした。そのため、スムーズな移行ができるよう、この8月27日には、県内の各病院の担当者向けに、説明会を開催する。 [保健人材課] <ul style="list-style-type: none"> 認定看護教育は特定行為研修制度との関連においても過渡期であること、県内外でみると県外受講生の割合が高いことから委託事業を廃止する。 [県立保健福祉大学実践教育センター] <ul style="list-style-type: none"> 「がん患者支援講座」期間：平成30年9月～平成31年2月。講座1～6、全15回を土曜日に計画。託児は廃止。 保健福祉大学は、平成30年4月1日より、公立大学法人となったことから、「がん患者支援講座」は、県がん・疾病対策課と協定を締結して実施する。
中柱③ 在宅緩和ケアの推進							
41	在宅緩和ケアの推進	第9条	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院等は、地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備している。 院内での緩和ケアが退院後も在宅診療で継続して実施できる体制整備に努めている。 	67	☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 在宅緩和ケアについては、がん診療連携拠点病院等を中心に推進されているが、さらに身近な地域における緩和ケアの提供体制の充実を図るため、緩和ケア病棟を有する医療機関を中心とした人材育成・ネットワーク作りを推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院等において、在宅療養支援診療所等との連携を図る。 在宅療養支援診療所等に対する緩和ケア研修会への受講勧奨を推進する。

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
4 がん患者への支援							
中柱① がん診療連携拠点病院等における相談支援の実施							
42	相談支援センターの充実	第10条	<ul style="list-style-type: none"> すべてのがん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センターで、がん患者及びその家族に対する相談支援を実施した。 県は、がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金により、相談支援事業に対し助成を行った。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院への補助金は、県財政が逼迫する中、予算確保が年々困難となっている。 県がん診療連携指定病院については、補助金がない。 	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院については、各補助金の予算確保に努める。
43	拠点病院等による相談人材の育成	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県がん診療連携協議会の相談支援部会において、相談員の教育・研修を実施した。 相談支援部会は、相談員の教育・研修を部会全体で研究的に取り組み、実績を挙げている。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> がんゲノム医療や妊孕性、希少がんなど最新がん医療に関する相談や、がん患者の就労やアピアランス、精神面の悩み等、多様になった患者ニーズに応えられる人材が必要になってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援部会における研修・情報交換や、ワーキンググループの取組等により、相談員の質の向上を図る。
44	ピアサポートによる相談支援の充実	第10条	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人等では、相談員の指導等を実施した。 がん診療連携拠点病院等での面談相談 利用件数 延べ619名 地域のサポートセンター(ピアサポートよこはま) 電話相談と来所相談 利用件数 延べ165件 	93	☆☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 患者会や患者サロンで実施しているピアサポートにおける相談員の質の確保も必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> NPO団体等との協働により、がん診療連携拠点病院や地域のサポートセンターにおいてピアサポートを実施する。
中柱② がん患者及びその家族に対する情報提供							
45	相談支援センターにおける情報提供	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 県がん診療連携協議会の相談支援部会において、課題ごとのワーキンググループを設置し、課題共有・解決に取り組んでいる。 がん相談支援センターの周知を目的としたリーフレットをがん診療連携拠点病院等との連携医療機関をはじめ市町村や薬局等へ配布することにより、相談支援センターのさらなる周知が図られた。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> がん相談支援センターのさらなる周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> がん相談支援センターに係るリーフレットを作成し、配布する。
46	県ホームページを活用した情報提供	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 各種がんに関するイベント等の情報提供のほか、がん対策推進計画の改定や緩和ケア研修会の全病院の日程などを県ホームページで提供した。また、ホームページの構成の見直しも行った。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> インターネットでは、がんに関する不正確な情報も提供されており、最新の正しい情報を提供していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の情報を提供するように、県ホームページを適時、迅速に更新する。
中柱③ がん患者団体等との連携協力体制の充実強化							
47	がん患者団体等への情報提供	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 各がん診療連携拠点病院等が、様々な形で患者活動の支援に取り組んでいるほか、県も登録団体に対して適宜情報提供を行っている。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供を行う患者団体の数を増やしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規に指定した県指定病院に対して、患者団体との連携協力体制の早期構築を要望していく。
48	がん患者等への情報提供	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 県への登録申請があった「がん患者会」について、県ホームページで連絡先等を公開する。 がん患者への療養情報提供冊子を作成し、各拠点病院、県指定病院、薬局等に配布した。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 県に登録をしている患者団体数は、まだ少ない状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県への登録申請があった「がん患者会」について、県ホームページで連絡先等を公開する。 がん患者への療養情報提供冊子を作成し、各がん診療連携拠点病院等、各保健事務所及び薬局等に配布する。
49	がん患者団体等との協働の検討	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 各がん診療連携拠点病院等が、様々な形で患者活動の支援に取り組んでいる。 県がん診療連携協議会の相談支援部会では、成26年度から課題ごとのワーキンググループを設置し、課題共有・解決に取り組んでおり、より効果的な患者支援について検討している。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援センターによる支援の強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援部会等で課題を共有することで、各病院におけるがん患者団体等との支援強化を図る。

取組みを進める施策		がん克服条例該当条項	平成29年度の取組状況	第1次評価		課題	平成30年度の主な取組み
項目	内容						
中柱④ がん患者等に対する就労支援及び職場・医療機関の理解の促進							
50	相談支援センターにおける相談支援体制の充実	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月から実施してきた、がん相談支援センターへの社会保険労務士派遣モデル事業は、平成28年度で終了した。 平成29年度からは、モデル事業から引き続き、9病院が自主事業として社会保険労務士による定期相談を実施した。 定期相談では、150件の相談実績があった。 社会保険労務士の随時派遣については、引き続き、県事業として継続し、平成29年度は、12病院に派遣し、28件の相談実績があった。 	93	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> いまだに、病院で就労相談が受けられるという認識が低いと考えられる。 今後さらに定期相談を実施する病院を増やしていく必要がある。 神奈川産業保健総合支援センターとの連携を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期相談の社労士調整、随時派遣の調整、謝金の執行手続き 定期相談実施病院が、9病院から10病院(隔月実施)に増えた。(平成31年度には、さらに11病院になる予定)
51	事業者及び医療従事者への継続就労に向けた普及啓発	第10条	<ul style="list-style-type: none"> 事業主及び人事労務担当者向けの就労支援「がんの理解を深めるリーフレット」を、全面的に見直し、30,000部作成した。 病院スタッフ対象就労支援研修は、1病院のみで、参加者も11名だったが、うち10名が、病院で就労支援を展開する必要性を理解できたというアンケート結果が出ている。 がんになった社員の就労支援をテーマにした企業向けの研修を2回実施した。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 企業(特に中小企業)において仕事と治療の両立についての理解・仕組みが不足していると思われることから、何らかの対策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに内容を見直した企業向けのリーフレットを、企業が参加する研修等で配布する。 企業向けの研修については、神奈川産業振興センターと協力し、広く中小企業への周知を図る。
5 がんに対する理解の促進							
中柱① がん教育の推進							
52	がん教育の推進	第11条	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師による授業 :6校で実施(文科省がん教育モデル授業) 教員による授業:2校で実施(がん疾病対策課作成の教材を活用) がん教育協議会 2回開催(モデル授業の評価や外部講師の活用、教材の活用方法等について検討を行った。) 昨年から継続して拠点病院・指定病院の現地確認の際、協力可否を確認した。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師活用の拡充 学校の求める外部講師の確保 学校と外部講師との調整 新学習指導要領への移行から完全実施に向けたがん教育に関する指導内容の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県がん教育協議会の開催(2回) がん教育指導者研修講座の実施(2回、対象者:教職員・がん教育関係者) 外部講師を活用した「がん教育」研究授業の実施(平成30年9月～平成30年12月実施予定) 教材等の改訂、がん教育教材の作成 外部講師の確保等の検討
中柱② がんに関する知識の普及啓発							
53	がんに関する知識の普及啓発	第2条	<ul style="list-style-type: none"> 県のホームページの「かながわのがん対策」を見直し、見やすくするとともに、がん診療連携協議会のページを新たに作るなど、内容も充実させた。 県のたよりに、がん相談支援センターの周知を掲載したほか、適宜、各種イベントやセミナーに関する情報をお知らせ欄に掲載した。 	80	☆☆☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 独自の広報媒体がホームページのみであるため、必要に応じて、県のたよりの、かながわキントローフェイスブックなどでの情報提供を検討する。 インターネットでは、がんに関する不正確な情報も提供されており、最新の正しい情報を提供していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切なホームページのさらなる充実を行うとともに、条件が合えば、県のたよりの、かながわキントローフェイスブック、ラジオ、関係団体の広報誌などの掲載依頼をしていく。